

昭和二十二年一月

|     |
|-----|
|     |
| 6-2 |
| 87  |

高等學校令  
中一部改正に關する資料

文部省學校教育局

目次

一、勅令案  
二、參照條文



山崎 217

勅令等

現

中、一部を次のように改正する。

高等學校令

の特則に第一條

第一條中「男子」を削る。

高等學校令第一條の規定は拘らず、高等學校高等科に女子を入學せし

めることとする。

附則

この勅令は、公布の日から、これを施行する。

理由

ため

新憲法の精神に則り高等中等學校に女子入學の途をひらくこと

然であるが高等學校令は近々全面的に改正されるので昭和二十二年度

に女子の入學出来るよう高等學校令の特則を設けようとするに依る

一部を改正する必要があるからである。

(參照)

高等學校令(抄)

第一條 高等學校ハ皇國ノ道ニ則リテ男子ニ精深ナル程度ニ於テ高等

普通教育ヲ施シ國家有用ノ人物ヲ練成シ大學教育ノ基礎ヲラシムル

ヲ以テ目的トス